

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」 2014年4月14日判決（1）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「バージニアG号事件」（パナマ／ギニアビサウ）国際海洋法裁判所判決

判決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 背景となる事実
- IV. 管轄権
- V. 受理可能性
- VI. 受理可能性についての抗弁 (以上、本号)
- VII. 海洋法条約56条、58条及び73条1項
- VIII. 海洋法条約73条2項、3項及び4項
- IX. 海洋法条約のその他の関連規定及びSUA条約
- X. 反訴
- XI. 賠償
- XII. 裁判費用
- XIII. 主文

Hoffman次長並びにMarotta Rangel、Chandrasekhara Rao、Kateka、Gao及びBouguetaia各裁判官の共同反対意見

はしがき

以下に訳出するのは、2014年4月14日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が言い渡した「バージニアG号事件」（パナマ／ギニアビサウ）（第19号事件）に関する判決である。

バージニアG号（M/V Virginia G）は、パナマの旗を掲げる石油タンカーであ

り、船主はパナマ法人である。同船は、事件当時、漁船に軽油を販売供給するアイルランド会社に貸し出されていた。同船は、2009年8月20日と21日にギニアビサウの排他的経済水域において4隻の漁船に軽油 (gas oil) を供給したところ、同月21日に、ギニアビサウ海岸から60カイリ沖合で、ギニアビサウ当局によりビサウ港に向かうよう指示された。同月27日のギニアビサウ当局の命令で、バージニアG号がギニアビサウEEZ内で漁船に石油を無許可販売したことがギニアビサウ法令違反であるとして、同船と船内の軽油の没収が決定された。船舶の船主は、ギニアビサウの裁判所などでその没収の中止と船舶等の釈放を求めた。10月にバージニアG号と最後まで残っていた数人の乗組員が釈放されたが、同船の軽油は返還されなかった。2011年6月にパナマは、その軽油の没収が国連海洋法条約違反であるとして損害賠償を求めてギニアビサウを被告として附属書VII仲裁裁判所に提訴した。後に両国で合意して、ITLOSにこの紛争を付託した。本件判決は、このITLOS判決である。裁判所は、結論として、この没収が国連海洋法条約違反であるとして、ギニアビサウに対し軽油の費用などについての賠償金の支払いを命じた。

裁判の争点は多岐にわたり、判決自体もかなり長文であるが、最大の争点は、外国船舶による自国EEZ内の漁船への燃料供給 (bunkering) に対し沿岸国が規制する権限を有するかどうか、であった。結論として裁判所はこれを肯定した。この点に関して、本件と類似する事件である1999年のサイガ号事件 (第2) 判決において、ITLOSは沿岸国の関税法の適用を認めず沿岸国権限を否定したことが、想起される。サイガ号事件 (第2) では沿岸国が関税法を適用したのに対し、このバージニアG号では漁業関係法令の適用であった。両判決をどう整合的に理解するかは、興味あるところである。

他の主な争点としては、船舶の船主がギニアビサウの国内機関に様々な救済を求めていた最中のITLOSへの提訴が、国内的救済原則との関係でどう評価されるか、及び、ギニアビサウによる軽油の没収の条約違反の問題が、挙げられる。これら2点については、いずれも同一の裁判官の同一の投票行動で賛否が大きく分かれ、賛成14対反対9で決せられた (主文(5)と(8))。反対票を投じた9裁判官のうち6裁判官による共同反対意見を、参考としてここに訳出した。

【翻訳】「バージニアG号事件」（パナマ／ギニアビサウ）国際海洋
法裁判所判決

目 次¹⁾

I. 序	1～ 47項
II. 両当事国の申立	48～ 54項
III. 背景となる事実	55～ 84項
IV. 管轄権	85～ 92項
V. 受理可能性	93～101項
VI. 受理可能性についての抗弁	102～160項
(1) 真正な関係	102～118項
(2) 請求の国籍性	119～129項
(3) 国内的な救済措置	130～160項
VII. 海洋法条約56条、58条及び73条1項	161～271項
VIII. 海洋法条約73条2項、3項及び4項	272～328項
(1) 73条2項	273～296項
(2) 73条3項	297～311項
(3) 73条4項	312～328項
IX. 海洋法条約のその他の関連規定及びSUA条約	329～401項
(1) 110条及び224条	332～349項
(2) 過剰な実力行使の主張	350～362項
(3) 海洋法条約225条及びSUA条約	363～377項
(4) 海洋法条約300条	378～401項
X. 反訴	402～407項
XI. 賠償	408～448項
XII. 裁判費用	449～451項
XIII. 主文	452項

1) 訳者注：判決原文には、(1)、(2)、……の記号は付されていないが、ここでは分かりやすいようにこの記号を付した。

臨席者：YANAI所長；Vice-President HOFFMANN次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK各裁判官；SÉRVULO CORREIA、TREVES各特任裁判官；GAUTIER書記

下記の者により代表されるパナマと下記の者により代表されるギニアビサウの間におけるバージニアG号事件において

(訳者注：パナマ代表団4名及びギニアビサウ代表団3名の氏名と職位を省略)

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、裁判官評議の結果、次のとおり判決を言い渡す。

I. 序

1. 2011年1月5日付の書簡により、パナマ共和国の副大統領兼外務大臣は、当裁判所に対し、パナマの旗を掲げる石油タンカー・バージニアG号 (M/V Virginia G) に関するギニアビサウ共和国との紛争に関する仲裁裁判または当裁判所の裁判において、Ramón García-Gallardo氏をパナマの代理人に、Alexander Mizzi氏を共同代理人に任命したことを、通知した。

2. 2011年6月3日付の書簡により、パナマ代理人は、ギニアビサウの外務・国際協力・共同体大臣に対し、国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。) 附属書VIIに基づき仲裁裁判手続を開始したことを、通告した。この書簡において、パナマは、「争いある紛争を解決する方法として、本件紛争を、より安価なITLOSにまたはITLOSの特別裁判部に付託する可能性がある」、と述べた。パナマはまた、2011年6月3日付書簡が示した条件について、「書簡

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

を交換して、両国政府がバージニアG号に関する両国間紛争をITLOSに付託することに合意した」、と述べた。

3. 2011年6月29日付書簡で、ギニアビサウの駐ニューヨーク・国連代表部は、パナマの代理人に対し次のことを通知した。

「我が国政府の指示に基づき、私は貴殿に対し、この事件を国際海洋法裁判所に移付するという貴殿の提案にギニアビサウが同意したことを、お伝えしたい。ギニアビサウは、この事件における同裁判所の管轄権を完全に受け入れている。

したがって、我が国政府は、貴殿の上記提案と本書簡が、ITLOSへのこの事件の付託のための両当事国間の特別付託協定（special agreement; compromis）を構成する、と考える。

…

我が国政府は、貴殿がかかる理解を貴殿が確認したことを可及的速やかに通知越したことに、感謝申し上げます。」

4. 2011年7月4日付書簡で、パナマは、ギニアビサウの駐ニューヨーク・国連代表部に対し、次のことを通知した。

「我々は、本件事件を国際海洋法裁判所（ITLOS）に移付することについてギニアビサウ共和国の同意とこれに関する管轄権の受諾に、留意した。

我々は、2011年6月3日付の我々の書簡に記された、この問題をITLOSに付託するという我々の提案と、2011年6月29日付の貴殿の書簡に記された、ギニアビサウのその提案の受諾は、ITLOS規則55条に基づき両国政府が本件事件をITLOSに付託する特別付託協定という形で合意に達したと考えるに十分であることを、確認する。」

5. 2011年7月4日付の別の書簡で、パナマ代理人は、バージニア号に関する紛争を当裁判所に付託するため、「2011年6月29日……及び7月4日……にパナマ共和国とギニアビサウ共和国の間で締結された」特別付託協定を、通告した。同日、当裁判所の書記は、国際海洋法裁判所規程（以下「ITLOS規程」とする。）24条2項に基づき、2011年7月4日付のパナマの通告書簡の認証謄本を、ギニアビサウ

共和国外務大臣に送付した。

6. バージニアG号に関する紛争を当裁判所に付託するための両当事国の合意と、2011年7月4日付のパナマ代理人による通告に照らして、2011年7月4日に、本件事件は第19号事件として総件名簿に記載された。

7. 2011年7月6日付書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し、当裁判所の手続きを開始する両当事国間の特別付託協定を通知した。

8. 2011年7月6日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し裁判手続の開始を通報した。

9. 2011年7月20日に、裁判所書記は、ギニアビサウの外務・国際協力・共同体大臣から、本件事件において、Luís Menezes Leitão氏を代理人に、Fernando Loureiro Bastos氏を共同代理人に任命したとする通知を受けた。

10. 2011年8月17日に、裁判所長は、国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）45条に基づき、本件事件に関する裁判手続の問題について当裁判所施設で両当事国と協議を行い、両国の意向を確認した。

11. 裁判所長は、両当事国の意向を確認した上で、2011年8月18日付の命令で、ITLOS規則59条及び61条に基づき、本件事件の訴答書面の提出期限を次のように定めた。

パナマの申述書：2012年1月4日

ギニアビサウの答弁書：2012年5月21日

2011年8月18日に、裁判所書記は、両当事国に対しこの命令の写しを送付した。

12. 2011年9月30日付の命令で、当裁判所は、ITLOS規則61条に基づき、抗弁書と再抗弁書の提出を認め、本件裁判におけるこれらの訴答書面の提出期限を次のように定めた。

パナマの抗弁書：2012年8月21日

ギニアビサウの再抗弁書：2012年11月21日

2011年10月1日に、裁判所書記は、両当事国にこの命令の写しを送付した。

13. 当裁判所はその裁判官席にパナマ国籍を有する裁判官を有していないため、

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

パナマの代理人は、2011年12月13日付の書簡で、ITLOS規則17条3項の定めるところに従って、裁判所書記に対し、Tullio Treves氏を本件裁判における特任裁判官として選定したことを、通知した。2011年12月15日に、書記は、この書簡の写しをギニアビサウに送付した。

14. 当裁判所はその裁判官席にギニアビサウ国籍を有する裁判官を有していないため、ギニアビサウの代理人は、2012年1月3日付の書簡で、裁判所書記に対し、José Manuel Sérvulo Correia氏を本件裁判における特任裁判官として選定したことを、通知した。2012年1月5日に、書記は、この書簡の写しをパナマに送付した。

15. ギニアビサウからTreves氏の特任裁判官としての選定について異議が出されず、また、パナマからSérvulo Correia氏の特任裁判官としての選定について異議が出されなかった。当裁判所からも、両特任裁判官の選定について異議は出されなかった。そのため、裁判所書記は、両当事国に対し、Treves氏について2012年2月9日付書簡で、Sérvulo Correia氏について2012年3月14日付書簡で、ITLOS規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った後に特任裁判官として本件裁判手続に参加することが認められることになることを、通知した。

16. 2012年11月2日に開かれた公開廷で、Sérvulo Correia氏とTreves氏が、ITLOS規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った。

17. 2011年12月19日付の書簡で、パナマ代理人は、同国の申述書の提出期限の延期を要請した。裁判所長は、両国の意向を確認した上で、2011年12月23日付の命令で、訴答書面の提出期限を次のように延期した。

パナマの申述書：2012年1月23日

ギニアビサウの答弁書：2012年6月11日

2011年12月23日に、裁判所書記が、両国に対しこの命令の写しを送付した。

18. 2012年1月23日にパナマの申述書が、2012年5月30日にギニアビサウの答弁書が、提出された。

19. 2012年7月23日付の電子的通信で、パナマ代理人は、同国の抗弁書の提出期限の延期を要請した。裁判所長は、両国の意向を確認した上で、2012年8月8日

付の命令で、訴答書面の提出期限を次のように延期した。

パナマの抗弁書：2012年8月28日

ギニアビサウの再抗弁書：2012年11月28日

2012年8月9日に、裁判所書記が、両国に対しこの命令の写しを送付した。

20. 2012年8月28日にパナマの抗弁書が、2012年11月21日にギニアビサウの再抗弁書が、提出された。

21. ギニアビサウは、その答弁書において、反訴を提出した。この反訴は、「パナマは、パナマと真正な関係のない船舶に国籍を付与したことで海洋法条約91条に違反した。そのような国籍付与が、ギニアビサウの排他的経済水域（EEZ）における無許可の燃料供給（bunkering）の違法行動を促進している」こと、及び、「ギニアビサウは、パナマがバージニアG号に便宜置籍を与えた結果として同船がギニアビサウに引き起こしたすべての損害と費用を、パナマに対し請求する権利を有する」こと、を記している。

22. 2012年7月23日付の電子的通信で、パナマ代理人は、当裁判所に対し、ギニアビサウの再抗弁書の反訴に反論するための追加の訴答書面の提出日を、ギニアビサウの再抗弁書が提出された日以降に定めるよう、要請した。2012年8月9日に、裁判所書記は、両国に対し、この要請に関する見解は両国と協議した後の段階で示されることを、通知した。パナマは、その抗弁書において、再度、ギニアビサウの再抗弁書の反訴に反論するためだけの追加の訴答書面の提出を許可するよう、要請した。

23. 2012年10月6日付の書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請により、両当事国に対し、「パナマが反訴の問題に限定した追加の訴答書面を提出する可能性について決定するに先立ち、当裁判所は、ギニアビサウが提出した反訴がITLOS規則98条に基づき受理可能であるかどうかを検討しなければならない」、と通知した。書記は、両当事国に対し、ITLOS規則98条に基づきこの反訴の受理可能性の問題について意見を示すよう、求めた。ギニアビサウの意見は2012年10月18日に、パナマの意見は2012年10月19日に、受理された。

24. 2012年11月2日付の命令で、当裁判所は、ギニアビサウが提出した反訴は

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

ITLOS規則98条1項に基づき受理可能である、と認定した。裁判所はまた、パナマに対し、ギニアビサウの反訴にのみ関連する追加の訴答書面の提出を許可し、この書面の提出期限を2012年12月21日と定めた。2012年11月5日に、裁判所書記は両国に対しこの命令の写しを送付した。

25. 2012年12月21日に、ギニアビサウの反訴に関するパナマの追加の訴答書面が、提出された。

26. 2013年2月1日に、裁判所長は、裁判所施設においてパナマ代理人及びギニアビサウの代理人と共同代理人との間で協議を行い、裁判の指揮及び口頭弁論の進め方について、両国の意向を確認した。

27. 2013年4月24日付の命令で、当裁判所は、口頭弁論の開始日を2013年9月2日と定めた。2013年4月24日に、裁判所書記は、両国に対しこの命令の写しを送付した。

28. 2013年7月2日と8日にパナマ代理人が、2013年6月24日と7月22日にギニアビサウ代理人が、ITLOS規則72条に基づき要請される、両国が提出しようとする証拠に関する情報を、通知した。

29. 2013年8月26日に、パナマ代理人とギニアビサウ代理人は、それぞれ、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項が要求する情報について通知した。

30. 当裁判所は、ITLOS規則68条に従い、口頭手続の開始に先立ち、2013年8月29日と30日に冒頭評議を行った。

31. 2013年8月30日に、裁判所長は、両国代表と協議を行い、裁判に関するいくつかの手続事項を取り扱った。パナマの代理人と共同代理人は、ビデオ会議で参加した。ギニアビサウの代理人と共同代理人は、当裁判所の施設に来訪した。この協議において、所長は、ITLOS規則76条1項に基づき、裁判所が特に取り上げてもらいたい質問の一覧を両国に通知した。その質問は、以下である。

1. 燃料供給により海洋環境に生じる危険について、可能ならば関連する実行または特定の事件の例を示して、より明確にすることができるか。
2. ギニアビサウの国内法制度において、船舶、その積載物及び軽油の没収に

対し利用可能な法的救済手段は何か。

3. ギニアビサウが、漁船への燃料供給活動に関する法律第6-A/2000号の23条を履行する場合の実務は、自国のEEZにおいて一般的に何か、また特にパナマの旗を掲げる船舶の場合には何か。物流支援船(燃料供給船)は、燃料供給活動を行うための許可証を入手し船内に保管しなければならないか。あるいは、漁船と燃料供給船の両方が電話または無線通信で燃料供給活動の許可を得るので十分か。その許可のために支払われる金額はいくらで、バージニアG号の場合は支払いがなされたか。
32. 両国は、弁論の際にこれらの質問に回答した。また、これらの質問への書面による回答が、2013年9月5日付の電子的通信でパナマ代理人から、2013年9月4日と5日付の電子的通信でギニアビサウ代理人から、提出された。
33. 2013年8月30日付の電子的通信で、パナマ代理人が、ITLOS規則71条に基づき、書面手続の終了後の追加書類の提出の許可を要請した。当裁判所は、両国の意向を聴取した後に、冒頭評議において、パナマが提出を希望する追加書類の提出を許可することを決定した。2013年9月2日付書簡で、裁判所書記は、両国にこの裁判所決定を通知した。2013年9月4日に、その追加書類が書記局に提出された。
34. 2013年9月2日から6日まで、当裁判所は8回の公開廷を開いた。これらの公開廷において、当裁判所は下記の者の陳述を聴取した。

パナマのために：(訳者注：陳述者3名の氏名と職責を省略)

ギニアビサウのために：(訳者注：陳述者2名の氏名と職責を省略)
35. 2013年9月2日と3日に開かれた公開廷において、下記の証人と専門家がパナマにより招聘された。

(訳者注：証人3名、専門家2名、証人兼専門家1名について及びそれぞれへの両国の尋問者・反対尋問者・再尋問者について省略)
36. 2013年9月4日と5日に開かれた公開廷において、下記の証人と専門家がギニアビサウにより招聘された。

(訳者注：証人7名、専門家3名について及びそれぞれへの両国の尋問者・反

対尋問者・再尋問者について省略)

37. 下記の証人と専門家が、その証言の際に、ITLOS規則76条3項に基づき裁判官からの質問に回答した。

Ocaña Cisneros氏（原告側証人）が、Lucky裁判官からの質問に回答した。

Gamez Sanfiel氏（原告側証人）が、Bouguetaia裁判官からの質問に回答した。

Nunes Cá氏（被告側証人）が、Trevés特任裁判官及びLucky裁判官からの質問に回答した。

Nelson Sanó氏（被告側証人）が、Kulyk裁判官からの質問に回答した。

Mane氏（被告側専門家）が、Akl裁判官からの質問に回答した。

Dywyná Djabulá氏（被告側専門家）が、Hoffmann次長、Marotta Rangel及びNdiaye各裁判官からの質問に回答した。

38. Ocaña Cisneros氏、Gamez Sanfiel氏、Samper Pérez氏、Olives Socas氏及びMoya Espinosa氏は、スペイン語で証言した。また、Nunes Cá氏、Nelson Sanó氏、da Silva氏、Janga氏、Barros氏、Sami氏、Nosoliny Vieira氏、Mane氏、Dywyná Djabulá氏及びPinto Pereira氏は、ポルトガル語で証言した。ITLOS規則85条の規定に従い、これらの証人と専門家の陳述について、裁判所公用語に通訳するため必要な調整が行われた。

39. 弁論の際に、両国は、いくつかの陳述用資料（写真及び裁判書類の一部抜粋を含む。）をスクリーンに投影した。

40. 2013年9月2日の弁論の場で、ギニアビサウ代理人は、パナマが投影したバージニアG号のいくつかの写真について、これらの写真は訴答書面に含まれた写真と異なるとして、異議を申し立てた。同日、裁判所書記は、パナマ代理人に対し、これらの写真の電子的な写しを、書記局とギニアビサウ代理人に提出するよう、要請した。2013年9月3日に、当該写しが書記局とギニアビサウ代理人に提出された。

41. 2013年9月4日付の書簡で、ギニアビサウ代理人は、これらの写真は訴答書面の一部として提出されていないことを理由に、写真の提出に異議を申し立てた。当裁判所は、2013年9月5日にこの問題に関して評議を行い、パナマの申述

書の附属書第60号で提出された写真のみが、本件の文書ファイル(case file)の一部を形成しうる、と決定した。ただし、これらの写真が投影された際の弁論の逐語記録は修正しないことを、決定した。

42. 2013年9月3日、5日及び6日の口頭手続の際に、裁判所長は、両国と協議を行い、手続事項について両国の意向を確認した。

43. 弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

44. ITLOS規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその附属文書の写しが、口頭手続の開始の際に公開された。

45. ITLOS規則86条1項の定めるところに従い、各公開廷の逐語記録が、その弁論の際に使用された裁判所公用語で裁判所書記局により作成された。同規則86条4項の定めるところに従い、この逐語記録の写しが、本件裁判に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、また、電子的な形式で公開された。

46. 2013年9月6日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS規則76条1項に基づき、裁判所が両当事国に特に取り上げるよう希望する追加の質問の一覧を通知した。その質問は、以下である。

両当事国への質問 1

パナマに対して：

1. なぜ、船舶の釈放を求める法的手続きを用いなかったのか。

ギニアビサウに対して：

2. 検事総長は、当該船舶及び船内の製品の没収の停止を命じた2009年11月5日のビサウ地方裁判所判決に対し、申立て(appeal)を行ったか。いつその申立てが行われたか、その申立ては期限内に行われたか。その申立ては停止効果を有したか。その申立てについていかなる決定が行われたか。

3. 当該船舶を没収するとして省庁間漁業委員会決定に対し、パナマまたは船主は抗告訴訟(appeal)を行ったか。抗告訴訟を行ったなら、それはいつ行ったのか、またその結果は何か。

両国に対して：

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

4. バージニアG号に対しいかなる罰金が科されたか。その罰金は誰に通知されたのか、罰金額はいくらか。

これらの質問に対する回答は、ギニアビサウ法令の適用可能な規定に言及して行うこと。

両当事国への質問2

両国は、請求された賠償額を示す文書（請求書の写しを含む。）を提出することができるか。

47. パナマ代理人は2013年9月13日付の電子的通信で、ギニアビサウ代理人は2013年9月14日に電子的通信で、この追加的な質問に対し書面による回答を提出した。

II. 両当事国の申立

48. パナマは、2011年6月3日付の請求通告書（Statement of Claim）（バージニアG号に関する紛争を当裁判所に付託する両当事国間の特別付託協定をパナマ代理人が当裁判所に通告した2011年7月4日付書簡に附属している）において、仲裁裁判所に対し次のことを判示し及び宣言するよう、要請した。

「(a) ギニアビサウがバージニアG号とその活動に適用可能であるとして引用する法令は、ギニアビサウのEEZにおける同船に対し事実上適用可能でなくまた執行可能でもない。仮に適用可能であるとしても、ギニアビサウによる適用は国連海洋法条約と両立しない。

(b) ギニアビサウの行動、特に、(i) 『漁獲関連活動（fishing related activities）』についての同国の解釈、及び同国の行動の根拠である他の法令と概念、(ii) ギニアビサウEEZにおける船長と乗組員に対する強制的な処遇、(iii) その後の同船の拿捕、(iv) 同船の抑留と船内の軽油の没収、は不適當かつ違法であり、また、海洋法条約56条と58条その他の関連規定が定める航行の自由と航行の自由に関するその他の国際的に適法な海洋の利用を享有するパナマの権利と同船の権利を侵害した。

- (c) ギニアビサウの行動、特に、(i) 海洋法条約73条1項の規定で認められた権限を越えた権限を行使したこと、(ii) 条約73条2項の規定が定める船主による保証の提供を拒絶したこと、(iii) ギニアビサウがとった行動とその後の執行措置ないし罰則を旗国に通告しなかったこと、はパナマと同船の権利を侵害し、パナマと同船の利益の効果的な保護を妨げ(損失を減少させ最小化しなかったことを含む。)、及び深刻な金銭的損害と身体的苦痛を与えた。
- (d) ギニアビサウがバージニアG号を拿捕または抑留している期間は、海洋法条約226条が定める合理性の限界を大幅に越える。特に、船主が明示的に保証金を定めるよう要請し保証の提供をしようとしたこと、及び、同船に深刻な損害と損失をもたらした長期の抑留に鑑みると、尚更そういえる。
- (e) ギニアビサウ当局は、バージニアG号を拿捕し乗組員を処遇するに当たり不必要かつ不合理に威嚇し及び実力(force)を行使したのであり、賠償金の支払いは国際法上適当である。
- (f) ギニアビサウ当局による船内の軽油の没収は、濫用的、強制的かつ違法な方法で行われており、ギニアビサウは直ちに、その軽油をあるいは同質のまたはより高品質の軽油を返還するか、あるいは没収されギニアビサウにより売却された軽油の価額を支払う。
- (g) バージニアG号の待遇は他の外国船舶の待遇と比して差別的である。
- (h) これらの違反行為の結果、パナマは、自身が直接に被った損害について、及びバージニアG号(その運航に関わり利害関係を有するすべての人を含む。)が被った損害その他の損失(人への被害を含む。)について、不法な拿捕、抑留その他不適切な待遇の形態について、及び、財産に生じた損害または財産の差押えその他の経済的損失(逸失利益を含む。)について、賠償金及びこれらの利息を受ける権利を有する。
- (i) ギニアビサウは、上記のすべての違反行為の結果生じたすべての損害及び損失(その金額はこの書面に記すが最終的なものではない)をその利

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

息と合わせて支払わなければならない。また、仲裁裁判所がこの賠償金額と異なる認定をするときは、仲裁裁判所は適当と考える賠償金額とその利息を決定する。

(j) ギニアビサウは、パナマが負担した裁判費用を含め、本件裁判のすべての費用を支払わなければならない。」

49. パナマは、その申述書442項で、当裁判所に対し、次のことを判示し及び宣言することを要請した。

- 「1. 国際海洋法裁判所は、特別付託協定及び海洋法条約に基づき、パナマのためになされたすべての請求を審理する管轄権を有する。
2. パナマが提出した請求は、受理可能である。
3. パナマが提出した請求は、十分に根拠がある。
4. ギニアビサウがバージニアG号に対して行った行動、特に2009年8月21日に行った行動は、海洋法条約58条1項に規定する航行の自由及びその他の国際的に適法な海洋の利用を享有するパナマの権利及びパナマの船舶の権利を、侵害した。
5. ギニアビサウは、条約56条2項に違反した。
6. ギニアビサウは、条約73条1項に違反した。
7. ギニアビサウは、条約73条2項に違反した。
8. ギニアビサウは、条約73条3項に違反した。
9. ギニアビサウは、条約73条4項に違反した。
10. ギニアビサウは、バージニアG号に乗船し及びこれを拿捕した際に過剰な実力を行使し、海洋法条約及び国際法に違反した。
11. ギニアビサウは、海洋法条約224条及び110条の諸原則に違反した。
12. ギニアビサウは、条約225条及びSUA条約、並びに海上における人命の安全及び衝突防止に関する基本原則に、違反した。
13. ギニアビサウは、海洋法条約300条に違反した。
14. ギニアビサウは、2009年11月20日に没収した軽油について同品質または高品質のものを直ちに返還し、または適当な賠償金を支払わなければならない

らない。

15. ギニアビサウは、パナマ、バージニアG号、その船主、乗組員並びに同船の運航に利害関係を有するすべての人及び団体（IBALLA G号²⁾を含む。）に対し、上述の違反行為により生じた損害と損失についての賠償金を、パナマが定め請求した金額でまたは国際海洋法裁判所が適当と認める金額で、支払う。
16. ギニアビサウは、海洋法裁判所がギニアビサウが支払うべきであると判示した全金額にかかる利息を支払わなければならない。
17. ギニアビサウは、本件裁判の準備のためにパナマが負担したすべての裁判費用を償還しなければならない。その費用には、本件裁判において海洋法裁判所で負担した費用及びその利息を含むが、これに限らない。
18. ギニアビサウは、バージニアG号、その船主、その乗組員並びに同船の運航に利害関係を有するすべての人または団体（IBALLA G号を含む。）に対し、海洋法裁判所が定める他の賠償金または救済の方法で、支払いを行わなければならない。

なお、本件事件に関して海洋法裁判所の審理のために今後提出される損害、損失及び裁判費用について、追加的な請求を行うことは妨げられない。」

50. パナマは、その抗弁書507項において、以下の申立を行った。

「パナマの申述書第5章で示した申立に加えて、

パナマは、国際海洋法裁判所に対し、慎んで次のことを要請する。

- A. パナマの請求の受理可能性についてのギニアビサウの抗弁は、期限後になされたものであり、また不誠実に提起されたものであるため、却下され、棄却されまたは拒否されるべきであると、宣言し、判示し及び命じること。
- B. ギニアビサウの反訴を、却下し、棄却しまたは拒否すること。その理由は、パナマとバージニアG号との間に必要とされる関係がなくギニアビ

2) 訳者注：このIBALLA G号について、後述56項の訳者注を参照。

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

サウは反訴を提起するための国際法上及び海洋法条約上の法的基礎を持たないためであるが、仮にそうでないとしても、ギニアビサウの反訴は、事実上及び法律上根拠がないこと、またこの反訴は軽薄で悪意に満ちていること、である。

C. ギニアビサウの答弁書の第9章で示されたギニアビサウのすべての申立を、却下し、棄却しまたは拒否し、並びに、次のことを宣言し、判示し及び命じること。

1. パナマは、海洋法条約91条に違反した。

2. 上記申立Bに関して、パナマは、ギニアビサウに対して、ギニアビサウの答弁書第7章で示される反訴においてギニアビサウが請求する損害及び損失についての賠償金を、支払う義務を負わない。

3. パナマは、本件事件に関してギニアビサウが負担したすべての裁判費用その他の費用を支払う義務を負わない。

D. ギニアビサウのEEZにおいてバージニアG号に対し適用した（また一般的にも適用される）ギニアビサウの法律第6-A/2000号は、海洋法条約の適用範囲を一方的に拡張し条約上の自由を制限するものであること、及び、實際上、一定の種類の課税と関税の適用範囲をギニアビサウが拡張するものであり海洋法条約に違反すること、を宣言し、判示し及び命じること。

なお、本件事件に関して海洋法裁判所の審理のために今後提出される損害、損失及び裁判費用について、追加的な請求を行うことは妨げられない。」

（訳者注：下線部は原文ではイタリック体）

51. パナマは、ギニアビサウの反訴に対する追加の訴答書面118項において、次の申立を行った。

「パナマの申述書第5章及び抗弁書第8章で示した申立のほか、

パナマは、国際海洋法裁判所に対し、慎んで次のことを要請する。

A. パナマが海洋法条約91条に違反したとギニアビサウが請求することは禁止される（estopped）と、宣言し、判示し及び命じること。

- B. パナマは条約91条に違反しておらずパナマとバージニアG号の間に真真正な関係が存在すると、宣言し、判示し及び命じること。
- C. ギニアビサウの請求は実証されておらず、無効で、軽薄でかつ悪意に満ちているため、ギニアビサウの反訴を却下し、棄却または拒否すること。なぜなら、(a) 国際海洋法裁判所がこの反訴を有効に審理しうるような、また、(b) パナマがこれに関して適当に防禦しうるような、何らの証拠、理由付け、法的立論または事実を欠いているためである。
- D. ギニアビサウの反訴第9章及びギニアビサウの再抗弁書第9章で示されたギニアビサウのすべての申立を、却下し、棄却または拒否すること。また、パナマは、(i) ギニアビサウの反訴で請求されその答弁書第7章で示された損害及び損失についての賠償金、及び、(ii) ギニアビサウが本件裁判に関して負担した裁判費用その他の費用、について責任を負わずまたギニアビサウに対し支払う義務を負わないこと。
- E. ギニアビサウは、パナマが本件裁判及びこの反訴に関して負担した裁判費用その他の費用を支払う義務を負うことを、宣言し、判示し及び命じること。

なお、本件事件に関して海洋法裁判所の審理のためにパナマにより今後提出される損害、損失及び裁判費用について、追加的な請求を行うことは妨げられない。」 (訳者注：下線部は原文ではイタリック体)

52. ギニアビサウは、答弁書268項で、次の申立を行った。

「ギニアビサウ共和国政府は、国際海洋法裁判所に対し、パナマの申立全体を却下し、次のことを判示し及び宣言することを、求める。

- 1- パナマは、海洋法条約91条に違反した。
- 2- パナマは、上記の違反行為により生じた損害及び損失について、ギニアビサウが示し請求した金額でまたは海洋法裁判所が適当と考える金額で、賠償金を支払う義務を負う。
- 3- パナマは、本件裁判に関してギニアビサウ共和国が負担したすべての裁判費用その他の費用を支払わなければならない。」

53. ギニアビサウは、その再抗弁書236項で、次の申立を行った。

「ギニアビサウ共和国政府は、国際海洋法裁判所に対し、パナマの申立全体を却下し、次のことを判示し及び宣言することを、引き続き求める。

1- パナマは、海洋法条約91条に違反した。

2- パナマは、上記の違反行為により生じた損害及び損失について、ギニアビサウが示し請求した金額または海洋法裁判所が適当と考える金額で、賠償金を支払う義務を負う。

3- パナマは、本件裁判に関してギニアビサウ共和国が負担したすべての裁判費用その他の費用を支払わなければならない。」

54. 両当事国は、ITLOS規則75条2項に基づき、弁論における最後の陳述を終えるに当たり、次の最終申立を行った。

パナマのために

「1. 請求に関する申立

パナマは、国際海洋法裁判所に対し、慎んで次のことを宣言し、判示し及び命じることを要請する。

1. 国際海洋法裁判所は、特別付託協定及び海洋法条約に基づき、パナマのためになされたすべての請求を審理する管轄権を有する。
2. パナマが提出した請求は、受理可能である。
3. パナマが提出した請求は、十分に根拠がある。
4. ギニアビサウがバージニアG号に対して行った行動、特に2009年8月21日に行った行動は、海洋法条約58条1項に規定する航行の自由及びその他の国際的に適法な海洋の利用を享有するパナマの権利及びパナマの船舶の権利を、侵害した。
5. ギニアビサウは、条約56条2項に違反した。
6. ギニアビサウは、条約73条1項に違反した。
7. ギニアビサウは、条約73条2項に違反した。
8. ギニアビサウは、条約73条3項に違反した。
9. ギニアビサウは、条約73条4項に違反した。

10. ギニアビサウは、バージニアG号に乗船し及びこれを拿捕した際に過剰な実力を行使し、海洋法条約及び国際法に違反した。
11. ギニアビサウは、海洋法条約224条及び110条の諸原則に違反した。
12. ギニアビサウは、条約225条及びSUA条約、並びに海上における人命の安全及び衝突防止に関する基本原則に、違反した。
13. ギニアビサウは、海洋法条約300条に違反した。
14. ギニアビサウは、2009年11月20日に没収した軽油について同品質または高品質のものを直ちに返還し、または適当な賠償金を支払わなければならない。
15. ギニアビサウは、パナマ、バージニアG号、その船主、乗組員並びに同船の運航に利害関係を有するすべての人及び団体に対し、上述の違反行為により生じた損害と損失についての賠償金を、パナマが抗弁書(84頁)で定め請求した金額でまたは国際海洋法裁判所が適当と認める金額で、支払う。
16. 上記第15点に対する例外としてであるが、パナマの精神的損害について支払うようパナマの抗弁書470項で要請した金額は取り下げ、これに替えて、バージニアG号とその旗国に対する侮蔑的で根拠のない非難について及び2009年8月21日以降のバージニアG号紛争のすべての本案に関して、パナマ共和国への『満足の付与』または陳謝の宣言を要請する。
17. ギニアビサウは、海洋法裁判所がギニアビサウが支払うべきであると判示する全金額にかかる利息を支払わなければならない。
18. ギニアビサウは、本件裁判の準備のためにパナマが負担したすべての裁判費用を償還しなければならない。その費用には、本件裁判において海洋法裁判所で負担した費用及びその利息を含むが、これに限らない。
19. 前記第15点が認められないときは、ギニアビサウは、バージニアG号、その船主、(Guerrero船長についてはその配偶者または扶養家族)、用船者及び同船の運航に利害関係を有するすべての人または団体に対し、海洋法裁判所が定める他の賠償金または救済の方法で、支払いを行わな

ければならない。

2. 反訴に関する申立

パナマは、国際海洋法裁判所に対し、慎んで次のことを要請する。

- A. パナマの請求の受理可能性についてのギニアビサウの抗弁は、期限後になされたものであり、また不誠実に提起されたものであるため、却下され、棄却されまたは拒否されるべきであると、宣言し、判示し及び命じること。
- B. ギニアビサウの反訴を、却下し、棄却しまたは拒否すること。その理由は、パナマとバージニアG号との間に必要とされる関係がなくギニアビサウは反訴を提起するための国際法上及び海洋法条約上の法的基礎を持たないためであるが、仮にそうでないとしても、ギニアビサウの反訴は、事実上及び法律上根拠がないこと、またこの反訴は軽薄で悪意に満ちていること、である。
- C. ギニアビサウの答弁書の第9章で示されたギニアビサウのすべての申立を、却下し、棄却しまたは拒否し、並びに、次のことを宣言し、判示し及び命じること。
- [] パナマは、海洋法条約91条に違反した。
- [] 上記申立Bに関して、パナマは、ギニアビサウに対して、ギニアビサウの答弁書第7章で示される反訴においてギニアビサウが請求する損害及び損失についての賠償金を、支払う義務を負わない。
- [] パナマは、本件反訴に関してギニアビサウが負担したすべての裁判費用その他の費用を支払う義務を負わない。
- D. ギニアビサウのEEZにおいてバージニアG号に対し適用した（また一般的にも適用する）ギニアビサウの法律第6-A/2000号は、海洋法条約の適用範囲を一方向的に拡張するものであり、条約上の自由を制限し、また實際上、一定の種類の課税と関税の適用範囲をギニアビサウが拡張するものであって、海洋法条約に違反すると、宣言し、判示し及び命じること。」

ギニアビサウのために

〔1. 請求に関する申立〕

ギニアビサウ共和国政府は、書面及び口頭で述べた理由で、または国際海洋法裁判所が関連があると考え他の理由で、裁判所に対し、次のことを判示し及び宣言するよう慎んで要請する。

- 1- 国際海洋法裁判所は、IBALLA G号に関する請求について管轄権を持たない。
- 2- パナマが提出した請求は、バージニアG号の国籍のため、外国人に関する外交的保護権の欠如のため、または国内的救済を尽くしていないため、受理可能でなく、したがって却下されるべきである。

仮にこれが認められないとしても、

- 1- ギニアビサウ共和国の行動は、海洋法条約58条1項に規定する航行の自由及びその他の国際的に適法な海洋の利用を享有するパナマの権利及びパナマの船舶の権利を、侵害していない。
 - 2- ギニアビサウ法は、排他的経済水域における漁船への燃料供給を規制するため適用することができる。
 - 3- ギニアビサウは、条約56条2項に違反していない。
 - 4- ギニアビサウは、条約73条1項に違反していない。
 - 5- ギニアビサウは、条約73条2項に違反していない。
 - 6- ギニアビサウは、条約73条3項に違反していない。
 - 7- ギニアビサウは、条約73条4項に違反していない。
 - 8- ギニアビサウは、バージニアG号に乗船し及びこれを拿捕した際に過剰な実力を行使していない。
 - 9- ギニアビサウは、海洋法条約224条及び110条の諸原則に違反していない。
- [10-] ギニアビサウは、条約225条にもSUA条約にも、また海上における人命の安全及び衝突防止に関する基本原則にも、違反していない。³⁾

3) 訳者注：英文ではこの項目のみ“[10-]”として[]の記号が付されているが、仏文では他の項目と同様にこの記号は付されていない。

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

- 11- ギニアビサウは、海洋法条約300条に違反していない。
- 12- ギニアビサウ共和国は、積み降ろした軽油を直ちにパナマに返還する義務も、その軽油についての賠償金を支払う義務も、負わない。
- 13- ギニアビサウ共和国は、パナマ、バージニアG号、その船主、乗組員並びに同船の運航に利害関係を有するすべての人及び団体に対し、損害及び損失について賠償金を支払う義務を負わない。
- 14- ギニアビサウ共和国は、パナマ共和国に対し陳謝する義務を負わない。
- 15- ギニアビサウ共和国は、利息を支払う義務を負わない。
- 16- ギニアビサウ共和国は、パナマが負担した裁判費用を支払う義務を負わない。
- 17- ギニアビサウ共和国は、パナマ、バージニアG号、その船主、用船者または同船の運航に利害関係を有するその他の人または団体に対し、賠償金を支払いまたは救済を与える義務を負わない。

2. 反訴に関する申立

ギニアビサウ共和国は、国際海洋法裁判所に対し、次のことを判示し及び宣言することを、慎んで要請する。

- A- パナマは、海洋法条約91条に違反した。
- B- パナマは、上記の違反行為により生じた損害及び損失について、ギニアビサウが答弁書266項で示し請求した金額でまたは海洋法裁判所が適当と考える金額で、賠償金を支払う義務を負う。
- C- パナマは、本件裁判に関してギニアビサウ共和国が負担したすべての裁判費用その他の費用を支払わなければならない。」

Ⅲ. 背景となる事実

55. バージニアG号は、2009年8月21日に拿捕された当時、パナマの旗を掲げる石油タンカーであった。同船は、2007年8月23日にパナマ海事庁（Panama Maritime Authority）が発行した法定登録証書（Statutory Certificate of Register）

を保持しており、これは2011年11月16日まで有効であった。別の法定登録証書を、2011年10月5日にパナマ海事庁が同船について発行しており、これは2016年11月16日まで有効である。

56. パナマによると、バージニアG号は、Penn Lilac Trading社が所有する船舶で、同社は1998年にパナマで設立された会社である。2000年1月にPenn Lilac社は同船を購入し、2002年1月にGebaspe社と代理業務契約（agency commission agreement）を締結した。Gebaspe社は、スペインの会社で、燃料供給業者と漁船船主との間の仲介人として行動している。2009年に、同船はLotus Federation社に貸し出された。同社は漁船に軽油を販売供給するアイルランドの会社であり、拿捕時も同社に貸し出されていた⁴⁾。

57. 拿捕時、同船の船長は、キューバ国民であるEduardo Blanco氏であった。船内には11人の乗組員がいて、そのうち7人がキューバ国民、3人がガーナ国民、1人がカーボベルデ国民であった。

58. 2009年8月7日に、Balmal Pesquerías de Atlántico社（以下「Balmal社」とする。）が、下記の漁船にバージニアG号で軽油の供給についてLotus社と契約を締結した。

Amabal I号、Amabal II号、Rimbal I号、及びRimbal II号

これらの漁船は、モーリタニアの旗を掲げていた。

59. 2009年8月14日に、ギニアビサウにおけるBalmal社の代理店であるBijagos社は、国家漁業活動監視管理機関（Serviço Nacional de Fiscalização e Controlo

4) 訳者注：判決49項及び54項で言及されたIBALLA G号は、本判決で説明がない。パナマ申述書（66～68項、117項、226項、236項、239～240項、337項）によると、同船はパナマ船籍の石油タンカーで、船主であるPenn World社の親会社であるPenn Lilac社が裸用船していた。同船は、2009年1月にバージニアG号と共にLotus Federation社に4年間貸し出された。バージニアG号の船主であるPenn Lilac社はバージニアG号が抑留されたため資金面で問題が生じ、そのためその債権者（及びIBALLA G号乗組員）が2009年9月にスペインのLas Palmas港に停泊していたIBALLA G号を差し押さえた。パナマは当初、このIBALLA G号に関わる損失も本件裁判で請求の対象としたが、最終申立ではこの請求を撤回している（判決54項「1. 請求に関する申立」の第15点及び第19点参照）。

das Actividades de Pesca、以下「FISCAP」とする。）に対し、ギニアビサウの排他的経済水域において燃料供給活動を行う許可を、書面で要請した。FISCAPは、ギニアビサウ漁業省の下で活動を行う国家機関である。FISCAPは、同日付の書簡で、Bijagos社の書簡を受理したことを通知するとともに、次のように述べた。

「貴社の書簡の内容を検討した結果、FISCAPは、下記の条件で各船舶への燃料の供給を許可する。

1. 供給活動を行うに先立ち、下記のことを示すこと。

a. 燃料供給活動を行う場所の経緯度

b. AMABAL I号、AMABAL II号、RIMBAL I号及びRIMBAL II号に同行して供給活動を行う船舶の名称及び活動の日時」

60. 2009年8月20日付の書簡で、Bijagos社は、FISCAPに対し、バージニアG号が燃料供給活動を行う場所の経緯度及び日時を通知した。ギニアビサウによると、FISCAPは同日に送付された書簡で返答し次のことを述べた、という。

「貴社の通知内容を検討した結果、FISCAPは、要請した情報を受け取ったけれども、更に、当該燃料供給船がギニアビサウのEEZにおいてこの活動を行う許可を適切に受けていることを貴社代理店が証することを、要請する。」（訳者注：下線部分は、判決文では、下線・イタリック・太字である）

ギニアビサウは、当裁判所に提出した答弁書で、「このFISCAPの書簡に対する回答を受け取っていない」、と述べている。これに関して、パナマは、口頭弁論において、2009年8月20日のFISCAP書簡を「バージニアG号は見えていない」し、この書簡は、「多くの連絡文書に対しギニアビサウ当局が船主に送付した返答には言及がない」、と述べた。パナマによると、この書簡は「この答弁書で初めて現れた」、という。

61. パナマの申述書によると、2009年8月20日に、バージニアG号はギニアビサウの排他的経済水域においてRimbal I号とRimbal II号に軽油を供給した。翌日2009年8月21日に、同船はAmabal II号に軽油を供給した。

62. 2009年8月21日、バージニアG号は、Amabal I号に燃料を供給する前の19時00分、ギニアビサウ海岸から約60カイリ沖合の北緯11度48分西経17度31分6秒の位置で、FISCAP職員を乗せた高速船により近接された。同職員はバージニアG号に乗船し、船長に対しビサウ港に向かうよう命じた。2009年8月22日14時00分に、バージニアG号はビサウ港に到着した。バージニアG号拿捕の事情と拿捕後の同船の状況について、両当事国の間で見解が異なる。両国の立場は、後述333～339項、350～358項及び365～372項に記した。

63. バージニアG号と共に、Amabal I号とAmabal II号の両漁船も拿捕され、ビサウ港に曳航された。両漁船は、2009年8月28日に釈放された。

64. 2009年8月27日に、省庁間海事取締委員会 (Comissão Interministerial da Fiscalização Marítima、以下「CIFM」とする。) は、決定第07/CIFM/09号を採択した。その内容は下記である。

「タンカー・バージニアG号を、船内の索具、装備及び製品と共に、ギニアビサウ国のために、職権で没収する。その嫌疑は、我が国EEZで漁業活動を行う船舶 (AMABAL II号) に燃料を無許可で販売することにより、漁獲関連活動を繰り返したことである。没収の根拠法令は、法律第1-A/2005号の52条1項及び、法律第6-A/2000号の3条c)と23条である。」

2009年8月31日付書簡で、FISCAPはこのCIFM決定を船主に通告した。

65. バージニアG号の拿捕の後、その船主であるPenn Lilac社は、ギニアビサウにおけるP & Iクラブ (Navigator社) の代表団体であるAfricargo社に連絡をとり、同船の釈放に向けた援助を要請した。

66. 2009年9月4日付のFISCAP調整官宛ての書簡で、Africargo社社長は、バージニアG号船主であるPenn Lilac社を代理して、Penn Lilac社が次の方法を通知するよう要請していることを、伝えた。

「可能な限り速やかにこの困難で不幸な状況を解決するための方法、または、法律の定める手続きを遵守し及び船舶及び船内の乗組員と製品の釈放のために必要な保証の設定を遵守するための方法」

67. FISCAP調整官は、2009年9月11日付の書簡で、Africargo社社長に返答した。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

この書簡で、彼は、2009年8月27日のCIFM決定で言及のあったバージニアG号拿捕の根拠を確認し、「バージニアG号に罰則を科すとした省庁間海事取締委員会の決定は、適法で、公正でかつ適当である」、と結論づけた。

68. 2009年9月14日付けのFISCAP宛ての書簡で、Africargo社長は、Penn Lilac社が、「我々の船舶であるバージニアG号に対して開始された手続きの中止と、同船、乗組員及び船内の製品の積放」を要請していることを伝えた。同船の船主は、また、「我々は従うべき手続きが何かを知らないため防禦不能である、この点について我々に知らせたい」、と述べた。

69. 2009年9月23日付の書簡で、FISCAP調整官は、Africargoに対し、CIFM委員長が下記の決定を行ったことを、通知した。

「CIFMの決定の通告（当該船舶及び船内の製品の職権による差押え）から30日以上が経過し、石油タンカー・バージニアG号の代理人から何ら申立て（claim）がなかったことを考慮したが、この通告の日から72時間以内に同船の代理人から何らの対応がないときは、船内の製品を競売にかけるとする。」⁵⁾

70. 2009年9月25日に、CIFMは下記の決定（第09/CIFM/09号）を採択した。この決定は、同日にFISCAP調整官から船主の代理人に伝えられた。

「石油タンカー・バージニアG号と船内のすべての製品を没収する。理由は、法律第1-A/2005号の52条1項違反と、今年8月27日付の決定第07/CIFM/09号の通告後何ら対応がなかったこと、である。」

71. 2009年9月28日付のFISCAP宛て書簡で、Africargo社社長は、Penn Lilac社が次のことを要請していることを伝えた。

「国際裁判所を含む権限ある裁判所の介入を回避するため、この行政的審査が尽くされた後に、……我々の船舶であるバージニアG号に対する手続きを中止し、同船、乗組員及び船内の積載物を積放すること」

5) 訳者注：下線部分は、判決文では、下線・イタリック体・太字である。なお、この引用部分の下線以外の部分は、判決の英語テキストでは下線・イタリック体で、フランス語テキストではイタリック体のみである。

72. 2009年10月5日に、Africargo社は、2009年9月30日付のFISCAP調整官の書簡を受け取った。これは次のことを記している。

「バージニアG号の船内の燃料の公的競売が開始された。我々は、貴社が関心があるなら、この公的競売への参加に貴社を招待する。我が国の法律上、製品が没収された場合、当該船舶の船主またはその法的代理人は、先買権を有する。」

73. 2009年10月28日に、船主は、CIFMの決定第07/CIFM/09号及び第09/CIFM/09号の執行の停止を求めて、ビサウ地方裁判所に仮処分(interim measures)を申請した。2009年10月29日に、同裁判所は船主に対し裁判費用を支払うよう命じ、その費用は適切に支払われた。2009年11月5日付の命令で、同裁判所は、下記のことを決定した。

「当該CIFM決定の停止を命じる。また、被告(FISCAP、省庁間漁業委員会)に対し、これから行われる宣言的手続で最終決定が下されるまでの間、バージニアG号と船内の製品の没収に関するいかなる行動も行わないよう、警告する。」

74. 2009年11月19日に、ギニアビサウ検事総長は、この地方裁判所において、2009年11月5日の命令に対する申立て(appeal)を行った。2009年12月18日付の命令で、地方裁判所は検事総長の申立てを却下した。その申立ては期限後に提起されたためであった。しかし、地方裁判所は、「我が国の優越的かつ政治的な利益のために」、ギニアビサウ上級裁判所にその申立てを付託することを、決定した。ギニアビサウによると、上級裁判所はこの申立てを審理しなかった。その理由は、「当該船舶を釈放とする政府の決定」があったため「かかる手続きを継続する必要がない」ことであった。

75. 2009年11月13日付の書簡で、検事総長は、首相に対し、バージニアG号の船主が申請した仮処分を与えたビサウ地方裁判所の決定に関して、検察庁の意見を示した。この書簡で、検事総長は次のように述べた。「我々は、違反船とその索具、装置及び船内の製品を没収するとした決定は正しい、と考える。したがって、この船舶が我が国EEZにおいて取引した燃料の利用について、何ら

制約はない」。

76. ギニアビサウの国庫国務長官は、「ギニアビサウLubricantes y Combustibles 社 (CLC) 」⁶⁾に対し、2009年11月30日付の下記の書簡を送付した。

「CIFM決定第7号により、石油タンカー・バージニアG号は、その索具、エンジン及び積載物と共に職権により差し押さえられた。その理由は、『EEZにおいて漁船（Amabal 2号）への石油の無許可販売』の形態で、漁獲関連活動を繰り返し実行したためである。

裁判所の差押え停止命令が発せられたけれども、政府が『……当該船舶が我が国EEZで取引した石油の使用』に対し手続きを行うことについて検察官、法務省及び適法性監督官（Supervisor of Legality）から異議はなかった（第716/GPGR/09号）ので、我々は、この書簡により、石油タンカー・バージニアG号が貴社施設で436トンの軽油を積降しすることが許されることを、命じる。」

77. パナマによると、この書簡は2009年11月20日（つまり書簡の日付の10日前）にバージニアG号船長に提出された。

78. 2009年11月20日に、バージニアG号の軽油は、ギニアビサウ国庫国務長官命令に従って、積み降ろされた。

79. 2009年12月7日に、同船の船主は、2009年11月30日のギニアビサウ国庫国務長官命令に対し、ビサウ地方裁判所に仮処分の申請を行った。2009年12月16日に、同地方裁判所は、「積み降ろされた石油を申立人の船舶に直ちに返還する」よう命じた。この命令は、2009年12月18日に船主に通知された。2010年1月18日に、船主は、上記国庫国務長官命令に対し、地方裁判所に本案の提訴を行った。

80. 本件裁判の両当事国は、この地方裁判所の裁判は進められていないこと

6) 訳者注：この会社について判決で説明がない。同社について言及のあるパナマ申述書（152項ほか）も申述書附属書56（*ITLOS Pleadings 2014*, vol. 21, p. 251）も、本判決76項とほぼ同じ内容を記載しているだけで、やはり同社について説明がない。文脈から、バージニアG号内の軽油を競売で購入した業者と思われる。

を認めつつ、この裁判について見解が異なっている。ギニアビサウは、船主は2010年3月3日に裁判所から裁判費用を支払うよう通告を受け、その費用の支払いがないため訴訟は停止している、という。これに対し、パナマは、船主は裁判費用の支払いの通告を受けていない、と主張する。また、この裁判が停止していること及び後に同船が釈放されたことに鑑みると、「船主の努力は無駄だった」、と付言した。

81. 2009年12月4日に、船主はまた、CIFMの決定に対して本案の訴訟を提起した。パナマによると、必要とされる裁判費用は2009年12月11日に支払っており、船主は2010年2月25日に裁判所に陳述書を提出した、という。そのための文書は、パナマが作成した。パナマは、「手続問題がギニアビサウから提起されており、Penn Lilac社は（裁判所の指示に従って）これに反論した」、と述べる。パナマはまた、次のことを述べた、

「この地方裁判所は、Penn Lilac社の反論に対しCIFMに再抗弁書を提出するよう命じた。しかし、この裁判に関する最新の情報によると、CIFMはこの命令について通知されていない。現在、CIFMからの再抗弁書の提出を待っている状況であり、この裁判は、2010年2月以降止まっている。」

この地方裁判所での本案の訴訟について、ギニアビサウは、「この訴訟は2010年3月11日以降進展していない。その理由は、申立人が定められた要件を守らないためである」、と主張する。同国はまた、この裁判は「係属中」であるという。

82. 2010年9月20日に、CIFMは、同船を釈放するとの決定を行った。その決定は次の内容である。

「無許可の漁獲関連活動の形態で無許可の漁業を行ったため我が国EEZで拿捕されたバージニアG号が長期にわたり港に存在していることにより海洋航行の安全に危険をもたらしていることに関して、首相閣下の指示に従って、同船はパナマ国旗を有するがスペインの会社に所属していることに鑑み、漁業の分野におけるスペイン王国との友好協力関係を考慮して、CIFMは、これ以上遅延することなく、次のことを決定する。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

1. バージニアG号の釈放を命じ、及び同船の没収を命じた従前の決定は撤回されたとみなすこと。
2. 当該船舶の船主または同船の船長及び／または同船の現地代理人に対し、この決定を通告すること。
3. この決定は直ちに効力を有すること。

この決定は、2010年10月6日付の書簡で、FISCAP調整官により船主の代理人に通告された。

83. バージニアG号が釈放された後、船主は、Panama Shipping Registrar社に対し、同船の「船体状況調査と内部検査」を行うよう求めた。同船は、その検査を受けた後、2000年12月に、運航を再開した。

84. 乗組員の状況についてであるが、2009年8月22日にバージニアG号がビサウ港に到着したときに、乗組員のパスポートがギニアビサウ当局により取り上げられた。2009年12月24日に、乗組員の1人がパスポートの返還後にギニアビサウを出国してスペインに向かった。他の乗組員のパスポートは2000年1月に返還され、うちの何人かがギニアビサウを出国した。数人の乗組員が、2000年10月に船舶が釈放されるまで、船内に留まった。

IV. 管轄権

85. パナマとギニアビサウは、国連海洋法条約の締約国である。ギニアビサウは1986年8月25日に同条約を批准し、同条約は1994年11月16日にギニアビサウについて効力を生じた。パナマは1996年7月1日に同条約を批准し、同条約は1996年7月31日にパナマについて効力を生じた。

86. 両国は、両国間の書簡の交換により締結された特別付託協定の方法で、当裁判所に本件事件を付託することに合意している。ただし、両国は、この特別付託協定を構成する関連文書について、見解を異にする。

87. パナマは、その申述書で、両国は、2011年6月29日の書簡と7月4日の書簡の交換によって、バージニアG号に関する紛争についての仲裁手続を当裁判所に移

付する特別付託協定を締結した、という。

88. これに対し、ギニアビサウは、その答弁書において、この協定は、2011年6月3日のパナマの通告と2011年6月29日のギニアビサウの書簡の結果であることを、指摘する。

89. 更にこれに対し、パナマは、その抗弁書において、「(我が国は)ギニアビサウのこの説明に異論はない」としつつ、「いずれにせよ、国際海洋法裁判所での裁判の開始は2011年7月4日である」、と指摘する。

90. ギニアビサウは、その再抗弁書において、パナマのこの言説を完全に受け入れる、と述べた。パナマのこの言説は、また、「両国間の特別付託協定を構成するものは、……2011年6月3日付のパナマからの仲裁付託通告書とその後ギニアビサウがその提案を受諾した2011年6月29日付書簡である」、とするギニアビサウの見解を確認している。

91. さて、当裁判所の見るところ、この紛争は、当初は、2011年6月3日にパナマがギニアビサウに対し提出した「請求通告書」の方法で、附属書Ⅶ仲裁裁判所に提起されたものである。また、パナマとギニアビサウは、当裁判所での裁判は、書簡の交換により締結された特別付託協定に基づき開始することに、合意している。

92. 当裁判所は、本件事件における裁判所の管轄権の基礎は、本件紛争を当裁判所に移付する両国間のこの特別付託協定と共に、海洋法条約286条、287条及び288条並びにITLOS規程21条である、と認定する。

V. 受理可能性

93. ギニアビサウは、パナマの請求の受理可能性についていくつか抗弁を提起している。これに対し、パナマは、ギニアビサウはパナマの請求の受理可能性についての抗弁を提起する権利を持たない、と主張する。

94. ギニアビサウは、本件特別付託協定は、「請求の受理可能性についての抗弁を放棄していないし、放棄すべき理由もない」、という。同国は、この特

【資料】 国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

別付託協定は「このような放棄を排除した」ことを、強調する。また、同国は、その2011年6月29日書簡において、カナダによる「『国際海洋法裁判所に本件事件を移付するという提案』に同意した」、という。つまり、ギニアビサウによると、「この紛争全体が海洋法裁判所に移付されたのであり、受理可能性についての抗弁に関していかなる放棄も合意されていない」、という。

95. ギニアビサウは、サイガ号事件（第2）における当裁判所の判断（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 33, para. 53）に依拠して、「（我が国は）ITLOS規則97条1項により、パナマの請求の受理可能性についての抗弁を提起することを妨げられない」、と主張する。

96. これに対し、パナマは、特別付託協定の内容に依拠して、次のように主張する。ギニアビサウは、パナマの請求の受理可能性についての抗弁を提起する権利を持たない。両国がこの特別付託協定を締結したのは、「国際海洋法裁判所にバージニアG号に関する両国間紛争を付託して、同裁判所が『本案のすべての問題（損害賠償と費用を含む。）』を扱うことができるようにする」ためである。ギニアビサウは、事件の本案に言及するこの文言を、留保することなく受け入れた。また、「両国間において、受理可能性についての抗弁が本案の枠組みで扱われるべきとするような合意は、明示的にも黙示的にもなされていない」。両国間の特別付託協定は、ITLOS規則97条7項の定めるところにより、本案の手続きにおいて意見聴取されるため97条1項に基づき提出される抗弁でなくてはならず、したがって、当裁判所は「このような合意がない場合は、受理可能性についての抗弁に言及せずまたはこれを許容していない合意（特別付託協定など）の内容を幅広く解釈するようなことを受け入れるべきでない」、と主張する。

97. パナマによると、ITLOS規則97条1項は請求の受理可能性についての抗弁を行うに当たり手続きの開始から90日の期限を定めているが、ギニアビサウはこの期限を守っていない、という。パナマは、サイガ号事件（第2）における当裁判所の認定に異議を示して、97条1項は「規定されている3種の抗弁のそれぞれ

について、その抗弁は手続きの開始から90日以内に書面で提出しなければならない、と明確に述べている」、と主張する。ギニアビサウは97条1項の定める90日の期限内に受理可能性についての抗弁を提起することができたが、そうしなかった。パナマの見解では、ギニアビサウは、受理可能性についての抗弁を提起することが禁じられる (estopped) または妨げられる (preclude) 、という。

98. さて、両当事国は、受理可能性についての抗弁を提起する権利を有するが、そのためには、両国間の特別付託協定の規定とITLOS規則が明記するすべての制限に服さなければならない (サイガ号事件 (第2) (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア) 、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 32, para. 51を見よ) 。本件において、両国の特別付託協定の規定は、受理可能性についての抗弁を提起する可能性について、何ら制限を課していない。

99. 次に、パナマが、ギニアビサウは受理可能性についての抗弁を提起することが妨げられる、なぜならこれらの抗弁はITLOS規則97条1項が規定する期限内に提起しなかったためである、と主張する点について、検討する。この97条1項は、次のように規定する。

「裁判所の管轄権若しくは請求の受理可能性についての抗弁又は本案手続に進む前に決定することを求めるその他の抗弁は、手続の開始から90日以内に書面により提出する。」

100. 当裁判所は、サイガ号事件 (第2) において、ITLOS規則97条について次のように述べた。

「97条は、付随手続において扱われる先決的問題として提起される管轄権または受理可能性についての抗弁を、扱っている。この規定は、明文で、『本案手続に進む前に決定することを求める』抗弁に、適用される。したがって、この規定が定める期限は、本案に進む前に検討することが求められていない管轄権または受理可能性についての抗弁には、適用されない。本件事件で確認されるように、両国は、当裁判所におけるこの裁判手続は『本案に関するすべての問題 (損害賠償と裁判費用を含む。) と管轄権についての抗弁を扱う単一の段階から成る』ことに合意している。」

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10 at p. 33, para. 53）

サイガ号事件（第2）の場合と同様、本件事件も、両国は、当裁判所におけるこの裁判手続が「本案に関するすべての問題（損害賠償と裁判費用を含む。）を扱う単一の段階から成る」ことに、同意している。

101. したがって、当裁判所は、ギニアビサウはパナマの請求の受理可能性についての抗弁の提起は本件において妨げられない、と結論づける。

VI. 受理可能性についての抗弁

(1) 真正な関係

102. ギニアビサウは、パナマの請求の受理可能性についての抗弁を提出して、バージニアG号とパナマの間に真正な関係がないと主張した。ギニアビサウは、次のようにいう。

「旗国と船舶の間の真正な関係の要件は、海洋法条約91条1項第1文が定める、『船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める』すべての国の権利を、与えている。」

ギニアビサウはまた、「この真正な関係の機能は、船舶の登録についての国際的最低基準を設けることである」、という。「この真正な関係は、形式的な登録であるだけでなく、船舶と旗国の間の現実的かつ実質的な関連性を要求している」。「パナマの旗でのバージニアG号の登録は、旗国の有効な管轄権の条件を満たしておらず」、また、「船舶所有者と船員のいずれにもパナマ系人がいないが、このことは、条約91条1項における国と船舶の間に設けられる真正な関係を有するための不可欠の条件を満たしていない」。この状況は、「船舶とパナマの間に何ら関連性がないため、便宜置籍に該当する」。そして、ギニアビサウは、条約92条2項に言及して、「旗国と船舶の間に真正な関係が欠ける場合、

沿岸国は、自国の排他的経済水域においてかかる船舶の航行の権利を認めるよう義務づけられない」、と結論づけた。

103. ギニアビサウは、また、次のように述べた。

「『真正な関係』の考えに照らすと、海洋法条約94条1項が義務づけるように、旗国は、船舶の所有者に対しても適当な管轄権及び規制を行使することができる場合にのみ、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行うことが可能となる。」(訳者注：下線は原文ではイタリック)

同国は、付言して、裸用船契約の場合、旗国は、船舶の用船者または運航者に対して規制を行うべきである、という。同じことは、海洋法条約217条の規定する環境面に関わる事項における別の義務にも、適用される。こういった義務は、旗国が船主または運航者に対し有効な管轄権及び有効な規制を行使する場合にのみ、実施することが可能である。そして、ギニアビサウは、「船舶登録の基本条件は、船舶の所有者または運航者も旗国の管轄下にあることである」、と結論づける。管轄下にあるというのは、例えば、船舶の所有者または運航者の国籍、居所、住所の結果から生じうる。この点に関連して、ギニアビサウは、1986年2月7日の船舶登録要件に関する国連条約に言及した。

104. これに対し、パナマは次のように主張した。すなわち、パナマは、「バージニアG号、バージニアG号の船主及びバージニアG号の運航者と、真正な関係を有しこれを維持して」おり、「バージニアG号に対して完全かつ有効な管轄権を行使している」。また、「バージニアG号が、関連のある期間においてパナマの旗の下で完全に登録されていたことは争われておらず」、当該船舶はギニアビサウ当局からそのように認識されていたが、それは、特に同船の国籍を証明する文書がギニアビサウ当局により確認され適法なものであると認定されたためである、という。

105. パナマによると、同国とバージニアG号の間で必要とされる真正な関係は、いくつかの理由で存在する、という。すなわち、パナマ法は、船舶にパナマ国籍を許与する条件、パナマ領域で船舶を登録する条件、及びパナマの旗を

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

掲げる権利のための条件を定めており、また、船主は、すべての登録要件を満たすため重要な情報と文書を提出するよう義務づけられているが、このことはパナマの国際義務に合致している。また、パナマで登録された船舶には、必要とされる文書と技術証書が発給されるが、バージニアG号についてもそのようななされている。更にまた、海洋法条約94条の定めるところに従って、パナマは「事件当時も今も、バージニアG号に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行っており」、また、バージニアG号の船主であるPenn Lilac社は、パナマにおいて完全に登録され法的に代表されておりパナマの管轄権に服している。パナマの説明によると、バージニアG号の船主は更に条件が課されており、例えば、パナマが締約国である1974年の海上における人命の安全のための条約（SOLAS 1974）に従い船舶履歴記録（continuous synopsis record）を備え置く義務がある、という。

106. パナマは更に、次のように説明する。パナマは、海洋法条約94条3項の定めるところに従い、バージニアG号について技術証書の規制と発給を公認機関に委任しており、また同条4項に従い毎年の安全検査を行って自国船舶（バージニアG号を含む。）を監視している。バージニアG号は、パナマが当事国である1973年の船舶海洋汚染防止条約（1978年の議定書で改正）（MARPOL 73/78）の定める海洋環境保護のためのすべての国際基準を満たしており、同船はこの条約に基づき必要とされる証書を保持している。パナマは、多国籍の乗組員を有する船舶における配乗は海運業界において普通の慣行であり、バージニアG号内のすべての乗組員は、それぞれ有効な資格を保有している、という。

107. さて、ここで、国が船舶に国籍を許与する権利が、自国とその船舶との間の真正な関係の存在に依存するかどうかの問題を、検討しよう。

108. 海洋法条約91条は、次のように規定する。

〔第91条 船舶の国籍〕

- 1 いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真

正な関係が存在しなければならない。

2 いずれの国も、自国の旗を掲げる権利を許与した船舶に対し、その旨の文書を発給する。」

109. 海洋法条約91条に基づき国は船舶に国籍を与える権利を享有しており、当裁判所は、サイガ号事件(第2)において旗国のこの排他的権利を承認し次のように述べている。

「91条は、船舶への国籍の許与について、各国の排他的管轄権に委ねている。この点について、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、船舶に国籍を許与するための要件、自国領域で船舶を登録するための要件、及び自国の旗を掲げる権利についての要件、を定めることができる。これらの事項は、国の国内法において規律される。91条2項の規定に従い、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島は、自国の旗を掲げる権利を許与した船舶に対し、その旨の文書を発給する義務を負う。」

(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at pp. 36-37, para. 63)

110. 海洋法条約91条1項第3文は、旗国と船舶の間の真正な関係を要求しているが、旗国が船舶に国籍を許与する権利を行使するために満たさなければならない前提条件ないし要件を定めたとは解するべきではない。

111. この点について、海洋法条約94条は、旗国に対し「自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う」ことを、義務づけている。その2項から5項は、旗国が有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行うためにとらなければならない様々な措置を、定めている。その措置には、海上における安全を確保するために必要な措置が含まれ、その措置をとるにあたり一般的に受け入れられている国際的な規則、手続き及び慣行を遵守しなければならない。その6項は、他国が「船舶について管轄権が適正に行使されず又は規制が適正に行われなかったと信ずるに足りる明白な理由を有する」場合に従うべき手続きの概要を定めている。当裁判所がサイガ号事件(第2)で述べたように、「94条の規定は、船舶に対する旗

国の適正な管轄権及び規制の欠如を示す証拠を発見した国が当該船舶がその旗国の旗を掲げる権利を否認することを、認めてはいない」（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at 41, para. 82）。

112. サイガ号事件（第2）で述べたように、

「海洋法条約の規定が船舶とその旗国との間の真正な関係を必要とした趣旨は、旗国の義務のより実効的な履行を確保することであって、旗国における船舶登録の有効性を他国が争うために参照する規準を設けることではない。」

（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at 42, para. 83）

当裁判所は、この言説を再確認する。

113. 当裁判所の見解では、船舶が登録されたら、旗国は、海洋法条約94条に基づき、当該船舶が一般的に受け入れられている国際的な規則、手続き及び慣行に従って運航されることを確保するため、当該船舶に対し有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行うことが、義務づけられる。これが、「真正な関係」の意味である。

114. 当裁判所が入手しえた情報からは、パナマが本件事件が発生した時にバージニアG号に対し有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行ったことに、疑問を差しはさむ理由はない。

115. 当裁判所の見るところ、パナマ法は、船舶にパナマ国籍を許与する要件、パナマ領域で船舶を登録する要件、及びパナマの旗を掲げる権利のための要件、を定めている。パナマ法において、船主は、特定の行動をとる義務、一定の活動を行う義務及びこれらの義務のすべてを履行するため重要な情報と文書を提出する義務を負うが、このことはパナマの国際義務に合致している。これに関していうと、バージニアG号は必要とされる文書と技術証書を取得している。また、パナマは船主に特定の条件を課しており、例えば、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に従い船舶履歴記録を備え置く義

務がある。

116. また、パナマは、自国の権利を行使して、関連のIMO諸条約に従い、毎年
の安全性検査と技術証書の発給を、公認機関の1つ(Panama Shipping Registry
社⁷⁾)に委任している。これに関して、当裁判所は、バージニアG号は、船舶海
洋汚染防止条約(MARPOL 73/78)の定める国際基準を満たしている、と認定す
る。

117. 以上述べたことに照らして、当裁判所は、事件があった時点で、パナマと
バージニアG号との間には真正な関係が存在した、と結論づける。

118. 以上の理由で、当裁判所は、パナマとバージニアG号の間に真正な関係が
欠如していることを理由とする、パナマの請求の受理可能性についてギニアビ
サウが提起した抗弁を、却下する。

(2) 請求の国籍性

119. パナマの主張によると、パナマは、「外交的保護の枠組みでギニアビサウ
に対し本件訴訟を提訴して」おり、「自国民、バージニア号(船内のすべての
物を含む。)、並びに、同船の運航に関わりまたは利害関係を有するすべての
人と団体であってギニアビサウにより被害を受けた(と我が国が主張する)者
のために行動している」、という。

120. パナマは、自国の主張を支持するため、サイガ号事件(第2)判決106項に
言及した。当裁判所は、この項で次のように述べている。

「前項で言及した規定が示しているように、海洋法条約は船舶を1つの単位と
みなしている。このことは、船舶に関する旗国の義務、他国の行為により
船舶に生じた損失または損害について賠償を求める旗国の権利、及び条約

7) 訳者注：この会社は、判決83項に言及のある“Panama Shipping Registrar社”の
誤りであろう(判決仏文も同じ誤り)。判決のこの部分はパナマ抗弁書115項に
依拠していると思われるが、同項は“Panama Shipping Registrar社”に言及して
いる。他方、両国の訴答書面において、“Panama Shipping Registry社”への言及
はない。

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

292条に基づき手続きを開始する旗国の権利、に関してである。このように、船舶、船内のすべての物及び船舶の運航に関わり利害関係を有するすべての者は、旗国に関係づけられる実体として扱われる。これらの者の国籍は、関係ない。」

（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 48, para. 106）

121. パナマはまた、国連国際法委員会が2006年に採択した外交的保護条文案18条に依拠する。この規定は、次のように定める。

「第18条 船舶の乗組員の保護

国際違法行為により船舶に対して生じた被害に関連して当該船舶の乗組員が被害を受けた場合、当該乗組員の国籍国が外交的保護を行使する権利は、当該乗組員がいずれの国の国籍を有するかに関わらず、当該船舶の国籍国が当該乗組員のために救済を求める権利により影響を受けない。」

122. これに対し、ギニアビサウは次のように主張する。「外交的保護の枠組みは、パナマに対し、パナマ国民でない者または団体の請求に言及する原告適格を与えない」、「したがって、パナマは、外交的保護の枠組みにおいてギニアビサウに対し提訴する権利を持たない」。また、「パナマ国籍を有するバージニアG号に関係する者または団体は単一ではない」、「パナマは、すべての乗組員と船舶及び搭載物について海洋法裁判所に保護を求めている」が、「これらの者のいずれもパナマ国民でないことは争われていない」。

123. ギニアビサウは、サイガ号事件（第2）について、次のように述べた。

「本件は、複数の国籍と利害関係が関わる船舶に関わる事件ではないので、パナマが引用するサイガ号事件（第2）判決は、適用されない。事実として、バージニアG号の船主はパナマ国民ではないし、また乗組員は1人もパナマ国民ではない。」

124. ギニアビサウは、外交的保護条文案18条について、次のように主張する。

「この規定が言及するのは、国際違法行為により船舶に対して生じた被害に関連して乗組員が被害を被った場合に、当該船舶の当該乗組員（国籍を問

わない)のために救済を求める船舶国籍国の権利についてだけである。本件事件は、これに該当しない。」

125. さて、当裁判所は、パナマの要請はその請求の目的に照らして理解すべきである、と考える。すなわち、パナマの請求は、海洋法条約規定の違反によって特に船舶、船主、船内の乗組員及び搭載物に損害が生じたことに関するものである。

126. この点について、サイガ号事件(第2)において当裁判所が次のように認定したことが想起される。すなわち、海洋法条約において、船舶は1つの単位とみなされており、このことは「船舶に関する旗国の義務、他国の行為により船舶に生じた損失または損害について賠償を求める旗国の権利、及び条約292条に基づき手続きを開始する旗国の権利、に関してである」(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 48, para. 106)。

127. 当裁判所は、バージニアG号は1つの単位とみなされるべきことを認定し、したがって、船内の乗組員及び搭載物並びに船主及び同船の運航に関わり利害関係を有するすべての者が、旗国に関係づけられる実体として扱われるべきであることを認定する。したがって、パナマは、これらの者または団体に損害を与えた海洋法条約上のパナマの権利の侵害に関して、請求を提起する権利を有する。

128. 当裁判所の見るところ、国際法上、自国民に関する国による外交的保護の行使は、その国の国民でない船舶の運航に関わる自然人または法人に関する損害について旗国が行う請求とは、区別しなくてはならない。当裁判所がサイガ号事件(第2)で述べたように、「これらのどの船舶も、複数の国籍の人たちから成る乗組員を擁する可能性がある。もし損害を被ったそれぞれの人がその本国からの保護を求めることが義務づけられるとすると、不当な苦難が生じることになる」(サイガ号事件(第2)(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 48, para. 107)

129. したがって、当裁判所は、船舶の船主及び乗組員がパナマ国民ではないこ

とを理由とする、パナマの請求の受理可能性についてのギニアビサウの抗弁は、却下する。

(3) 国内的な救済措置

130. 両当事国は、国内的な救済措置に関する海洋法条約295条の適用可能性について見解が異なっており、また、これが適用可能であるとしても295条の要件が満たされたかどうかについて見解が異なっている。

131. ギニアビサウは、個人または民間団体の利益に関してパナマが提起した一部の請求の受理可能性を争った。彼ら個人または民間団体がギニアビサウにおいて利用可能な国内的な救済措置を尽くしていないことが、理由である。

132. ギニアビサウの見解では、紛争当事国は両国の特別付託協定において国内的な救済措置を排除することに合意していないので、海洋法条約295条の規定を本件裁判手続において考慮しなければならない、という。

133. ギニアビサウは、パナマが自国の権利とバージニアG号の権利の侵害を主張して個人または民間団体の利益に関して行った一部の請求について、次のようにいう。「これらの請求は、国際法に根拠を置くことができるけれども、同時にギニアビサウの国内法にも服している。ギニアビサウ法は、自国の〔責任〕についての規則を定めている」。したがって、ギニアビサウの行動の結果民間団体の権利の侵害があったなら、その団体は、まずは、ギニアビサウ裁判所に訴えを提起しなければならないはずである、という。

134. ギニアビサウは、自国と当該自然人及び法人との間の管轄関係（jurisdictional link）について、次のように主張する。「この管轄関係がバージニアG号により設けられたのは、同船が外国漁船に燃料供給するために自発的にギニアビサウ排他的経済水域に入ったときである」。バージニアGは、ギニアビサウの排他的経済水域内でそのような活動を行ったためギニアビサウとの間に「自発的、自覚的及び意図的な関係」を設けたのであり、したがって同船はギニアビサウの管轄権に服する、という。

135. ギニアビサウは、海洋法条約295条の定める要件が満たされたかどうかの問題について、バージニアG号の船主はギニアビサウにおいて利用可能な国内的な救済措置を尽くさなかった、という。ギニアビサウによると、船主が船舶、船内の搭載物及び船内の軽油の没収に対しギニアビサウの法制度に基づき利用することができる法的救済措置は、2つある。1つは、船主が船舶の迅速な釈放⁸⁾を求めてビサウ裁判所の刑事部に提訴することであり、ギニアビサウ海域における漁業資源と漁獲の権利に関する2000年8月22日の法律第6-A/2000号(以下、「法律第6-A/2000号」とする。)の65条に基づく。もう1つは、CIFMの決定に対しビサウ裁判所に抗告訴訟(appeal)を行うことであり、ギニアビサウの法律第6-A/2000号の52条に基づく。

136. ギニアビサウによると、「バージニアG号事件においては、いずれも行われていない。なぜなら、船主が、罰金を支払わず、CIFM決定に対し適時に抗告訴訟を行わず、保証金の支払いにより船舶の迅速な釈放を要請しなかったためである」、また、「船主は他の機関に申立てることを決めた、なぜなら、彼は裁判費用を支払いたくなかったためであり、実際に裁判費用を支払わなかった」、という。

137. ギニアビサウの指摘によると、船舶の迅速な釈放の要請について、バージニアG号の船主からは何らかかる要請はなかった、「なぜなら船主は常に、保証金の寄託を定める権限を有している裁判所とではなく、執行機関であるFISCAPとこの問題を処理しようとしていたためである」、という。

138. ギニアビサウによると、CIFM決定に対する抗告訴訟について、「船主は、この確認的決定に対し、15日の法定期間内に抗告訴訟を提起しなかった」。「船主は、その提起をすることなく、この決定の執行を停止するため2009年10月29日に仮処分を申し立てた」。「この仮処分は国に聴取することなく与えら

8) 訳者注：ここはギニアビサウの国内手続の文脈で論じられていて、海洋法条約292条の早期釈放の制度とは別の仕組みである。ただ、判決文では、英文・仏文ともに、292条の早期釈放と国内手続での釈放手続とで文言が必ずしも区別して統一的に用いられていない。ここでは292条の早期釈放と区別するため、ギニアビサウの国内手続については「迅速な釈放」の訳を用いた。

れ、そのため検察官はこの仮処分は無効であると考え、2009年11月19日にこの仮処分決定に対する申立て（appeal）を行った」。更にまた、船主は、本案訴訟（main action）を開始し、無効確認の抗告訴訟を行った（仮処分決定の日から30日以内に提起しなければならない）が、「この訴訟は、2010年3月11日以降進展していない、それは定められた条件を原告が遵守しなかったためである」。そのため、ギニアビサウによると、「この訴訟はビサウ地方裁判所に係属中である」、という。

139. ギニアビサウは、更に次のように付言する。「船主はまた、2009年12月7日に、ギニアビサウ国庫国務長官による搭載物積降しの決定に対し、別の仮処分を申し立てた」。ギニアビサウによると、「この仮処分もまた国に聴取することなく与えられた」が、「この申立ては30日間の期限後に提出されており、そのためこの仮処分の申し立ては何らの効果も生じない」、という。ギニアビサウは、「恐らく裁判費用の支払いを通告された際に申立人が支払いを行わなかったために、本案訴訟が停止し、この本案訴訟は現在もまだビサウ地方裁判所に係属したままである」、と指摘する。

140. ギニアビサウの説明によると、同国は、2010年9月20日にバージニアG号の釈放を決めたが、その理由は「当局が、同船の安全状況があまりに酷くビサウ港で沈没する危険があると判断したことと、スペイン大使館からの釈放要請が繰り返されたことによる」。また、「我が国は、ビサウ港内の同船の存在が危険であると判断するときはいつでも、裁量的に同船の釈放を決定することができ」、「このことは、船主による手続きの継続の可能性に影響を与えない」、と付言する。

141. このギニアビサウの抗弁に対し、パナマは、次のように主張する。国内的な救済措置に関する規則は、本件では適用されない、「なぜなら、第一に、この国内的救済の規則に対し2国間の特別付託協定が優位するためである」。「この特別付託協定それ自体が、ギニアビサウの抗弁を排除している。また、このことは、国内的な救済措置を尽くしていないことを理由とする抗弁についても、特に妥当するであろう」、という。

142. パナマによると、これらの手続きにおいて、パナマは、「我が国の旗を掲げる船舶に関して、海洋法条約が定める自由を確保する我が国の権利の侵害」を主張している。パナマは、次のように述べる。

「ギニアビサウが行った海洋法条約違反は、何よりも旗国との関係のものである。実際のところ、パナマが請求の対象としている損害はギニアビサウが発生させたものであり、パナマに向けられたギニアビサウの国際義務違反の結果であり、その違反からの直接の帰結である。」

したがって、本件事件において、侵害された主な権利は、航行の自由についてのパナマの権利である。それ以外の権利侵害は、船舶を運航する権利などの適法な権利に関係する。パナマは、この権利は海洋法条約56条、58条、73条及び90条に基づき本質的にパナマに属しており、「海洋法条約規定において国であるパナマに付与されている旗国の権利に基づき、請求している」、と主張する。

143. パナマは、ギニアビサウの国際義務違反による損害及び損失を被った自然人及び法人に対する賠償金の分配は、裁判所が認めるなら、パナマが行うつもりである、という。

144. パナマは、ギニアビサウと、バージニアG号、その乗組員及び搭載物との間には、管轄関係はない、と主張する。バージニアG号は燃料供給活動を行うためにギニアビサウの排他的経済水域に入ったとしても、その活動は航行の自由の範囲でありギニアビサウの管轄権の外にある。バージニアG号とその乗組員は、武器が使用されてビサウ港に連行された、つまり暴力的に警告なく拿捕・逮捕された。したがって、バージニアG号とその乗組員とギニアビサウの間に「自発的、自覚的及び意図的な関係」が作られているとは言い難い、という。

145. パナマは、また、バージニアG号とその搭載物のギニアビサウによる没収について一時的な差止命令を得ることができたため管轄関係があるというギニアビサウの主張に、反対する。

146. 最後に、パナマは、実効的な救済措置がないとして、国内的救済措置の規則は本件事件に適用されない、と主張する。

147. パナマによると、「(船主は)法律第6-A/2000号の65条に基づく『迅速な

【資料】国際海洋法裁判所「バージニアG号事件」2014年4月14日判決（1）

釈放』の手続きを合理的に利用することができなかった、なぜなら保証金提供の条件が、(i) 知らされていなかった、(ii) ギニアビサウに有利なもので不公平であった、(iii) 合理的でなかった、(iv) 不当に高額であった、ためである、つまりこの救済措置を実効的に利用することが妨げられていたためである」、という。

148. パナマによると、バージニアG号の船主は、ビサウ地方裁判所に没収措置の停止の要請を提出して国内的な救済措置を求め、同裁判所は、2009年11月5日付の命令で判決を言い渡した。この判決は、特に、漁業大臣に対し、「バージニアG号と船内の製品の没収に関するすべての行為を控える」よう命じた。しかし、CIFM決定の停止を命じるこのビサウ地方裁判所命令を「ギニアビサウは、濫用的にかつ不当に無視し、裁判所のこの停止命令に従わず、『身内』であるギニアビサウ検事総長の意見にのみ基づいて行動したのである」。その結果、ギニアビサウにおいてバージニアG号の船主が利用しえた救済措置は、「法律を超越する強制的かつ不当な方法で行ったギニアビサウの行動」のため実効的に与えられることはなかったために、唯一の有効な選択肢は、パナマがこの問題を国際仲裁か国際海洋法裁判所に付託することであった、という。

149. パナマは更に、次のように述べる。バージニアG号が最終的に釈放されたのは、裁判所命令によってではなく、スペインの国祭日（National Day）の際の漁業大臣の決定によってである。この決定は、「ギニアビサウ政府の意向で行われた一方的な決定であり、係属中の裁判手続とは関係がない」。「ギニアビサウのこの行動によってすべての国内的救済措置が実効性を失いあるいは利用不能となったため、旗国が、船舶の船主とその関連団体のために国際的な場で国際法上の賠償（reparation）を要請せざるを得なくなったのである」、という。

150. さて、ここで、国内的救済措置を尽くさなければならないとする規則が本件事件に適用されるのか、またそうであるとき、海洋法条約295条の要件が満たされたのかを、検討する。

151. 検討すべき第一の問題は、パナマとギニアビサウの間の特別付託協定は、ギニアビサウが国内的な救済措置を尽くしていないことを理由とする抗弁を提

起することを排除するのかどうか、である。この問題について、当裁判所はすでに前述101項で結論を述べた。すなわち、特別付託協定は、パナマの請求の受理可能性についての抗弁をギニアビサウが提起することを排除していない。したがって、ギニアビサウは、国内的な救済措置を尽くしていないという理由で抗弁を提起することを、妨げられない。

152. 検討すべき次の問題は、パナマによる請求の性質である。

153. 慣習国際法上十分に確立した原則であるが、国内的な救済措置を尽くすことは、外交的保護の行使のための前提条件である。この原則は、国連国際法委員会が2006年に採択した外交的保護条文案の14条1項に反映されている。この規定は、次のように定める「国は、自国民……が受けた被害について、……当該被害者がすべての国内的な救済措置を尽くしていないときは、請求を提出することができない」。同じく国際法上十分に確立しているが、国内的救済措置の規則は、請求国が他国の違法行為により直接に被害を受けた場合は、適用がない。

154. したがって、当裁判所は、パナマの請求がパナマの権利をギニアビサウが「直接に」侵害したことに関係するかどうかを、検討しなくてはならない。もしこの問いが肯定されるときは、国内的な救済措置を尽くさなければならないという規則は、適用されない。

155. これに関して想起されるが、当裁判所は、サイガ号事件（第2）において類似した状況に直面した。この事件で、当裁判所は、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島がギニアにより侵害されたと主張する権利の性質を検討した（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 45, para. 97）。当裁判所は、本件事件においても、このサイガ号事件（第2）がとった方法を用いることとする。

156. ギニアビサウにより侵害されたとパナマが主張している権利は、パナマの最終申立（上述54項）に示されている。この最終申立が言及する海洋法条約規定のほとんどは、主に国に権利を与えるものである。ただ、パナマが言及する規定のいくつかは、関係する船舶または人に権利が与えられているように思わ

れる。これらの規定における「船舶」の語は、その船舶に利害関係を有する者（船主や運航者など）を指すと理解できる。

157. 請求に国に生じた被害と個人に生じた被害の両方の要素が含まれる場合、国内的救済規則の適用を決定するため、当裁判所は、いずれの要素が優越する（preponderant）かを判断しなければならない。当裁判所の見解では、本件事件において、パナマがギニアビサウにより侵害されたと主張している主要な権利には、沿岸国の排他的経済水域における航行の自由及びその他の適法な海洋の利用の権利と、沿岸国法令が海洋法条約73条に従って実施されるというパナマの権利が、含まれている。これらの権利は、海洋法条約においてパナマに属する権利であり、したがってその権利の違反はパナマに直接に被害が生じることとなる。パナマがギニアビサウの違法行為により侵害されたと主張する主要な権利の性質から、当裁判所は、パナマの請求は全体として、パナマに生じた被害に基づき提起されたものである、と認定する。

158. 当裁判所は、船舶またはその搭載物に利害関係を有する人及び団体に生じた損害についての請求は前項で言及した違反行為から生じたものである、と考える。したがって、当裁判所は、この損害に関する請求は国内的救済の規則に服さない、と結論づける。

159. この結論に照らして、当裁判所は、管轄関係の問題についての両国の主張と、国内的救済措置が利用可能であるか利用可能であるならその救済措置は実効的かの問題についての両国の主張は、取り上げる必要はない、と考える。

160. したがって、当裁判所は、個人または民間団体の利益のためにパナマが行う請求の受理可能性について、ギニアビサウが、国内的な救済措置が尽くされていないことを理由に提起した抗弁を、却下する。

（未完）

（2021年5月30日稿）

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS科研費19H00567）による成果の一部である。